

共済組合ニユース

目次

- 1 平成22年度決算が承認されました
- 2 長期給付の掛金率の改定について
- 3 育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限額の変更について
- 4 平成23年度扶養状況調査を実施します
- 5 接骨院・整骨院等に係る医療費の適正化に御協力ください
- 6 「職員相談室」の御案内
- 7 ジェネリック医薬品の利用促進に御協力ください

平成23年8月

京都市職員共済組合

〔 222-3240（共済企画・年金担当）
3239（保健担当） 〕

1 平成22年度決算が承認されました

平成23年6月30日に開催された第129回組合会において、共済組合の平成22年度決算が承認されましたので、主な経理科目の概要についてお知らせします。

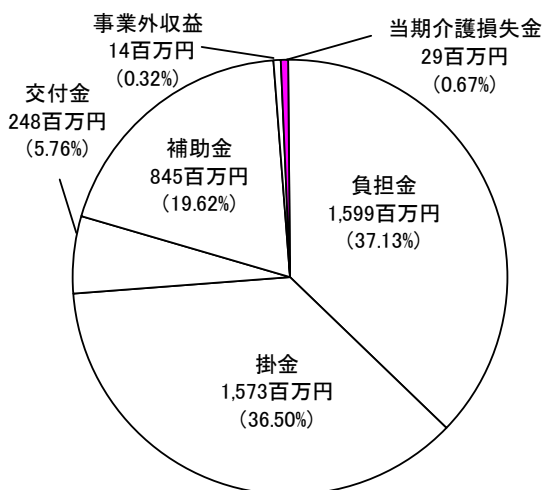


1 短期経理〔医療保険〕

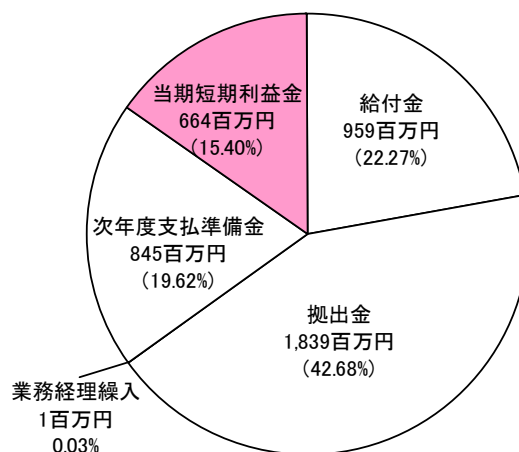
短期給付事業は、組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡及び災害等の給付を行う事業です。昨年12月の京都市健康保険組合からの移行後、初めての決算となっています。短期給付では6億6,346万円の黒字に、介護給付では2,892万円の赤字になっています。黒字の理由として、掛金・負担金収入については昨年12月から3月までの4箇月分を収入したのに対し、支出は約2箇月分しか支払っていないこと（医療費の支出は概ね2箇月遅れのため）や、京都市健康保険組合から引き継いだ財産から8億4,500万円を繰り入れたことにより決算上の利益を生じたものです。

今後の財政状況としましては、掛金・負担金収入の伸びがあまり期待できないことに加え、給付金や高齢者医療に係る拠出金の増加により、厳しい状況が見込まれます。組合員の皆様におかれましては、日頃の健康管理に十分御留意いただくとともに、ジェネリック医薬品の御利用などにより医療費の抑制に御協力くださいますようお願いいたします。

収入 計4,307,699千円



支出 計4,307,699千円



※ () は収入又は支出総額に占める割合

- ◇ 負担金・・・地方公共団体が負担する負担金
- ◇ 掛金・・・組合員が負担する掛金
- ◇ 交付金・・・育児（介護）休業手当金の給付額に対する交付金
- ◇ 補助金・・・京都市健康保険組合から引き継いだ財産からの繰入金
- ◇ 事業外収益・・・保有資産の利息及び配当金等
- ◇ 拠出金・・・高齢者医療制度や介護保険制度等への拠出金
- ◇ 次年度支払準備金・・・将来の給付金支払のため積立てなければならない準備金



2 長期経理〔年金〕

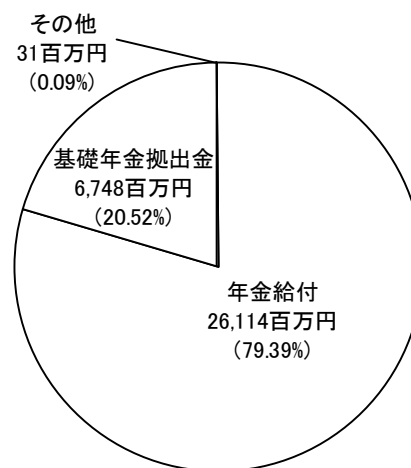
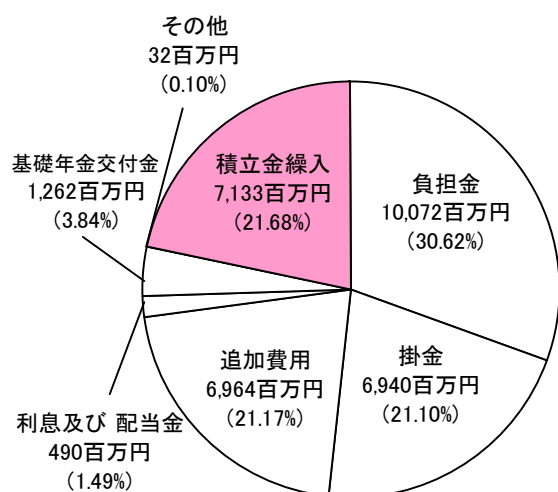
長期給付事業は、掛金、負担金及び将来の年金支給のための積立金の運用収益により、退職者等への年金給付を行っています。年金財政を支える組合員数は減少しており、平成22年度は平成18年度に比べ847人減の1万3,921人になりました。一方、年金受給権者は増加を続けており、平成22年度は平成18年度に比べ1,941人増の1万6,599人になりました。

組合員と、退職共済年金等受給権者（在職20年以上であった者）の人数の割合を示した数値である「成熟度」は年々大きくなり、平成22年度は78.6%となりました。このことは、約1.27人の組合員で、退職共済年金等受給権者一人を支えているという状況を示しています。

平成22年度決算では、71億3,309万円の赤字となり、平成13年度以来10期連続の赤字決算になっております。平成22年度末現在で、511億8,862万円の長期給付積立金があるため、直ちに年金の支給に影響を与えることはありませんが、今後も厳しい運営状況が続くことが見込まれます。

収入 計32,892,631千円

支出 計32,892,631千円



◇ 追加費用・・・共済組合が発足した昭和37年12月より前の期間に相当する年金の実額を地方公共団体が負担するもの

組合員数・・・13,921人（対前年度比△0.9%）

年金受給権者数・・・16,599人（対前年度比 2.2%）

収入組合員・年金受給権者数等

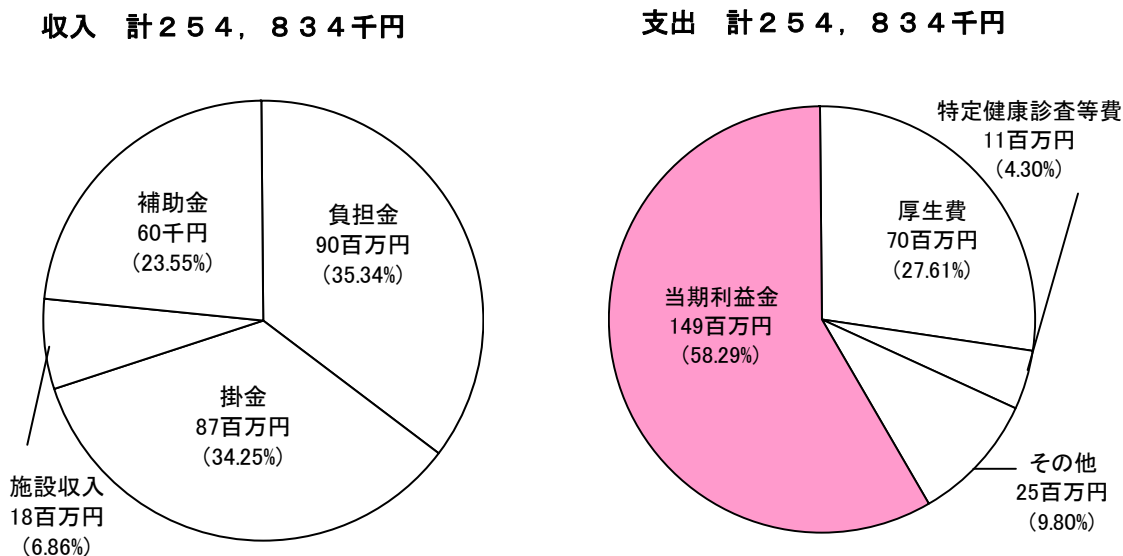
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
組合員数(A) [人]	14,768	14,567	14,451	14,054	13,921
年金受給権者数 [人]	14,658	15,150	15,722	16,235	16,599
うち退職共済年金等受給権者数(B) [人]	9,653	9,914	10,321	10,693	10,947
成熟度(B/A) [%]	65.4	68.1	71.4	76.1	78.6



3 保健経理〔保健事業〕

保健事業は、組合員の健康の保持増進を図ることを目的に、特定健康診査・保健指導、人間ドック・脳ドック・各種がん検診、職員相談室、スポーツ施設、歩こう会、保養所きよみずなどの事業を行っています。平成22年度は1億4,856万円の黒字になっています。これは、保健経理の支出の大部分を占める人間ドック等の検診が上半期に集中する傾向にあることから共済組合移行（平成22年12月）後の経費が少額となったことや、健康保険組合から引き継いだ財産から6,000万円を繰り入れたことにより、決算上の利益を生じたものです。

各種健診の利用などにより、健康の保持増進、病気の早期発見に努めてください。



- ◇ 施設収入・・・定期健康診断に代えて人間ドックを受けられた方にかかる事業主からの法定健診受託料等
- ◇ 厚生費・・・人間ドック，脳ドック，がん検診にかかる健康診断費及び体育事業助成，スポーツ施設，各種セミナーにかかる助成金等
- ◇ その他・・・保養所きよみずの土地賃借料，委託管理費，修繕費，減価償却費等

4 貸付経理〔貸付事業〕

貸付事業は、組合員の臨時（住宅、住宅災害、高額医療及び出産）の支出に対する貸付を行っています。

住宅貸付

貸付件数・・・8件（対前年度比△52.9%）

貸付金額・・・47,700千円（対前年度比△65.4%）

高額医療貸付

貸付件数・・・2件

貸付金額・・・419千円

※出産貸付の申し込みは0件でした。



2 長期給付の掛金率の改定について

地方公務員共済組合連合会の財政再計算に基づき、平成23年9月から長期給付の掛金率が以下のとおり改定されます。

(1) 平成23年9月から平成24年8月までの掛金率

(単位：千分比)

	現 行	平成23年9月以降
給 料	96.925	99.1375 ※1
期末勤勉手当	77.54	79.31 ※2

※1 96.925 (現行) + 3.54 (引上げ保険料率) ÷ 2 (労使折半) × 1.25 (給料に諸手当を勘案した率)

※2 77.54 (現行) + 3.54 (引上げ保険料率) ÷ 2 (労使折半)

(2) 平成23年9月からの長期掛金額の目安表

〈毎月の本給〉

	現行掛金 (96.925/1000)	改定後掛金 (99.1375/1000)	掛金の増加額
200,000円	19,385円	19,827円	442円
300,000円	29,077円	29,741円	664円
400,000円	38,770円	39,655円	885円
496,000円	48,074円	49,172円	1,098円

※ 本給が496,000円以上の場合は、496,000円とみなします。

〈期末勤勉手当〉

	現行掛金 (77.54/1000)	改定後掛金 (79.31/1000)	掛金の増加額
500,000円	38,770円	39,655円	885円
800,000円	62,032円	63,448円	1,416円
1,000,000円	77,540円	79,310円	1,770円
1,500,000円	116,310円	118,965円	2,655円

※ 期末勤勉手当が1,500,000円以上の場合は、1,500,000円とみなします。

(3) 平成24年9月以降の掛金率（毎年9月に改定）

(単位：千分比)

		掛金率
毎月の本給	平成24年9月～	101.35
	平成25年9月～	103.5625
期末勤勉手当	平成24年9月～	81.08
	平成25年9月～	82.85

3 育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限額の変更について

雇用保険法に準じて、平成23年8月から、育児休業手当金及び介護休業手当金の給付額（日額）の上限が次のとおり変更されました。

	平成23年7月まで	平成23年8月以降
育児休業手当金	9,306円	9,777円
介護休業手当金	7,445円	7,821円

※毎年8月に見直しが行われます。

4 平成23年度扶養状況調査を実施します

組合員の被扶養者となっている方が、現在も被扶養者としての要件を備えていることを確認し、適正な認定により組合財政の安定を実現するため、法令に基づき、扶養状況調査を実施します。

調査対象者（以下の条件をいずれも満たす方が対象です）

平成23年4月1日現在で、満16歳以上の被扶養者
平成23年8月1日現在、認定されている被扶養者

9月中に対象となる組合員に対し、各所属を通じて「扶養状況調査表」を配布しますので、必要事項を記入し、提出期限までに所属の庶務担当者へ提出してください。

調査対象者が被扶養者としての要件を満たしていないと判明した場合、要件を満たさなくなった事実発生日まで遡って資格を喪失します。資格喪失日以降に当組合の組合員証を使って病院等で診療を受けているときは、当組合からの給付額を返還していただくことになり、医療費の全額が自己負担となることがありますので御注意ください。

5 接骨院・整骨院等に係る医療費の適正化に御協力ください

平成23年4月発行の共済組合ニュースでお知らせしましたとおり、当組合では医療費の適正化を図る取組の一つとして、接骨院・整骨院や鍼・灸^{はり きゅう}等での施術内容の照会をさせていただいております。皆さんからいただいた回答は、接骨院等から当組合への請求書の内容確認のために活用しています。つきましては、接骨院等を受診の際は、下記の点について御留意いただきますよう、御理解と御協力をお願い致します。

1 負傷原因を正確に伝えましょう！

接骨院等で受診する際、保険適用になる施術には範囲があります。

保険適用外の施術を受けた場合は、組合員が施術料を全額負担することとなりますので、御注意ください。

○保険適用となる症状○

- 急性、亜急性で外傷性の捻挫、打撲、挫傷
(例)・転倒打撲
 - ・スポーツでの捻挫
 - ・重いものを持ったときに生じた腰痛
- 骨折、脱臼の応急処置
(2回目以降は、医師の同意が必要)

×保険適用とならない場合×

- 日常生活からくる疲れや単なる肩こり、腰痛症等
- スポーツや仕事、家事などによる筋肉疲労
- 打撲や捻挫が治った後のマッサージ等
- 症状の改善が見られない長期にわたる漫然とした施術
- 以前の骨折や捻挫などが治癒後に痛み出した場合
- 過去の交通事故などによる後遺症(症状固定)
- リウマチや関節炎など神経性の筋肉や関節の痛み
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 椎間板ヘルニアなど医師が治療すべき病気
- 負傷年月日や負傷原因が不明確で捻挫・挫傷との因果関係のはっきりしないもの

2 施術内容を確認しましょう！

接骨院等が共済組合に施術料を請求する場合、接骨院等は「療養費支給申請書」という書類を共済組合へ提出することとなります。療養費支給申請書には、必ず組合員の皆様の内容確認と自筆の署名が必要になります。

申請書に記載されている項目(施術部位、受診日数、一部負担金の額、負傷名、負傷原因)に注意し、内容を確認したうえで、署名をしてください。

3 照会文書への回答に御協力をお願いします！

当組合では、接骨院等で施術を受けられた方に照会文書を送付しています。

いただいた回答は、接骨院等から当組合への請求に間違いがないかを確認するために活用しています。回答がないと、請求内容の確認ができず、医療費を適正に支給できない可能性があります。

なお、この確認は、請求内容に不明な点が見受けられた場合のみ行うため、全ての受診者に対して確認を行うものではなく、また、接骨院等への受診を抑制しようとするものではありません。

6 「職員相談室」の御案内

京都市職員共済組合では、職場や家族をはじめとした悩み事・心配事について、専門のカウンセラーが幅広く御相談に応じる職員相談室を開室しています。

なお、月曜日（第1, 3, 5）及び水曜日は、夜間に御相談いただけます。

プライバシーは完全に守られていますので、どうぞお気軽に御来談ください。

曜日	月	火	水	木	金	土	
相談時間	(第1, 3, 5) 17:00~20:00 (第2, 4) 13:30~16:30	9:30~ 12:30	17:00~ 20:00	9:30~ 12:30	13:30~ 16:30	(第1, 3, 5) 9:30~ 12:30	(第2, 4) 9:30~12:30 13:30~16:30
カウンセラー	小林 隆 (産業カウンセリング)	那須田律子 (心理臨床)	花谷 滋康 (産業カウンセリング)	団 士郎 (家族心理臨床)	宇佐美朋子 (心理臨床)	中川 佳苗 (心理臨床)	菅 佐和子 (心理臨床)

(祝日は除きます。)

※ 月曜日については相談時間を一部見直したため、「福利厚生の本」28ページの記載内容と異なっております。

●利用方法

職員又は職員の家族であること及び氏名を告げて電話で予約してください。

電話相談も受け付けています(電話相談は匿名可)。

電話番号：075-212-7123

●場 所

中京区寺町通二条上る ARTビル3階
(京都市役所本庁舎から徒歩5分)



7 ジェネリック医薬品の利用促進に御協力ください

ジェネリック医薬品とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に、製造販売されるお薬です。安全性や有効性なども厚生労働省が同等と認めて認可しているお薬であり、開発経費が少ないため、皆さんの窓口負担が節約できるだけでなく、医療費財源の節約(短期給付の掛金率の抑制)につなげることができます。

ジェネリック医薬品を使ってみようと思われる方は、お気軽に医師、薬剤師に御相談ください。

京 都 市 職 員 共 済 組 合

☎604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

☎075-222-3240, 3239